



令和 7 年 1 月 12 日

国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（1）

関東地方整備局は、南波建設株式会社（群馬県吾妻郡東吾妻町）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

契約課 課長 榎本 （内線：2511）

契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
南波建設株式会社	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 452

2. 指名停止措置期間

令和7年12月12日から令和7年12月25日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和6年10月29日に吾妻郡東吾妻町大字原町内で施工された工事において、積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行わせたことにより、作業員の男性が死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び現場監督は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で書類送検され、中之条簡易裁判所からそれぞれ罰金の判決を受け、令和7年2月19日に同判決が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内